

医療機関に於ける、薬の処方と検査の必要性の評価機関の設置の陳情

令和5年8月24日 受理 厚生委員会
令和5年9月11日 付託

提出者

札幌市清田区

増田健治後援会

代表者 代表 増田 健治

(要 旨)

薬の過剰投与や不必要な検査があっても評価をする機関がなく、患者の健康被害と多くの税金が無駄に浪費され、医療費増加の一因と考えられます。

(理 由)

基本的には処方薬の使用や検査の有無は医師の裁量ですが、患者（お客様）の意向が優先されることはなく、専門性が高いことや、国民皆保険であることから押しつけ・おまかせ医療がまかり通っています。

特に後期高齢や生活保護受給者は「受診しやすく・取りやすい」ことから、不必要な薬の処方や検査が行われ、際限なく医療費が増加するのは目に見えています。病院も経営である以上利益を優先したとしても何ら不思議ではありませんが、これらのことがもし故意であったとしたら、健康被害を受けるばかりか、道義的に許されない合法的な公金横領に当たる可能性があると考えます。

医療行為は国民の生命と健康を守るという社会貢献を伴うことから、性善説の上に成り立っていますが、税金を使う以上適正かどうかを判断する評価機関は絶対に必要です。現状この仕組みが無いことは、合理的な理由が見当たらず、評価されては困ると考え、権威と圧力を以って作らせていないとしか思えません。

残念ながら医者や病院の自浄努力は期待できず、国民にとって不利益となる医療は、社会的に存在価値はありません。

利害の絡まない評価機関の設置に関し、医師会は間違いなく反対するでしょう。でもこれは、患者本位に考えれば、世界の流れであり、反対することは患者の不利益につながり、医療の健全な発展を妨げます。税金を使っている以上、公明正大にする必要があります。なぜ今まで無かったのか、不思議です（病院の設備、運営等の評価機関は存在する）。

一日も早く、利害の絡まない第三者機関としての評価機関の設置をお願いしたく、陳情致します。